

町内にアパートを建設する方に対し 建設費の一部を補助します。

新たに厚真町内の次の対象区域に民間アパートを建設する方（法人・個人）に対して、建設費の補助を行う期間限定事業です。（平成30年度 2次募集）

賃貸共同住宅等を建設する者に対して町の予算の範囲内で補助措置を講ずることにより、民間資金を活用した賃貸共同住宅等の建設を促進し、町外からの転入者の増加に資する等、定住化の促進を図ることを目的とします。家族向け世帯等が入居できるアパートを建設する際に、厚真町から建設費の補助を行います。

- **対象区域**

厚真町における市街化区域内

- **補助額**

建設する賃貸共同住宅等で住戸タイプが1LDKと2LDK以上の住戸で構成する住棟1棟で、その1戸当たり

1LDKタイプ 110万円, 2LDK以上タイプ 130万円とします。

但し、1申請当たり上限金額は960万円です。

また、防犯対策を各戸に行なう場合、1棟につき上限10万円とし、別に補助しません。

平成30年度は、次の地区毎、住戸構成の住棟を補助します。

厚真地区 — 2LDK以上の住戸で構成する住棟

上厚真地区 — 1LDKと2LDK以上の住戸で構成する住棟

厚真町民間賃貸共同住宅等建設促進事業

1. 交付認定等諸手続期間等について

- 交付認定申請（交付希望者申込み）

受付期間：平成30年7月13日（金）まで

（複数の交付希望者が有る場合は、抽選により決定します。また、厚真町内在住の方を優先とします。）

- ・ 交付認定者決定： 平成30年7月23日（月）
- ・ 交付認定者による交付申請受付開始日： 平成30年7月30日（月）

2. 対象住宅：次の要件を全て満たしている住宅

対象となる『賃貸共同住宅等』とは、建築基準法に規定する共同住宅又は長屋であること。

- ① 建設する1棟につき、2以上の戸数を有する世帯向けの住棟整備をすること。
- ② 各戸が居間のほか、1以上、2以上の居住室を有し各戸が賃借人となる者以外に同居する者を居住させるために十分な広さを有するものであること。
(概ね(10%範囲)、1LDKで50㎡、2LDK以上で60㎡以上)
- ③ 各戸に玄関、便所、浴室及び台所が設置されていること。
- ④ 1戸あたり車1台以上の駐車場(アスファルト舗装又は、同等以上の構造によるものに限る。)及びおおむね2平方メートル程度の広さの物置を設置すること。
- ⑤ 建築基準法の基準に適合する住宅であること。
- ⑥ 各戸について不特定多数に公募を行い、当該応募者との賃貸借契約の締結により入居者を決定するものであること。
- ⑦ 附帯施設の設置条件等を満たしていること。
 - ・ ゴミステーションを設置すること。(町の関係課等との協議に基づき必要な措置を講ずること。)
 - ・ 入居者へ対して地域活動への積極的な参加及び協力を要請すること。
 - ・ 賃貸共同住宅等及び附帯設備に関し、環境不良の状態にならないよう、維持管理等必要な措置を講ずること。

3. 対象者：次の要件全てを満たしている方

厚真町の対象区域内で賃貸共同住宅等を建設し、その所有者となる法人又は個人であること。

- ① 建設する賃貸共同住宅等が専ら自己若しくは自己の親族又は特定の事業者等の従業員等に限定して入居させるためのものでない者
- ② 公租公課に滞納がない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の構成員でない者

4. 手続きの流れ

「交付認定等諸手続期間等について」、この事業の最初の段階の手続きを示していますが全体の手続きについて、次のとおりとなります。

交付認定申請書の提出(建築確認申請前)→認定申請の内容審査→交付認定者決定→交付申請書の提出(建築確認申請後)→交付申請の内容審査→交付決定→建設工事着手→実績報告書の提出(住宅完成・登記完了後)→実績報告の内容審査・住宅の現場確認等→補助金額の確定通知→補助金の交付請求→補助金の支払い

(ここまでの手続きを平成31年3月29日までに終わらせていなければなりません。また、対象工事の領収書発行日付も平成31年3月29日以前でなければなりません。)

5. 認定申請に必要な書類

認定申請書に下記書類を添付してください。

- ① 事業計画書及び事業予算書
- ② 設計図書
 - ア 建物及び駐車場、物置等の附帯設備の配置図
 - イ 建物附近の見取図
 - ウ 建物の平面図
 - エ 建物の全体及び各住戸の床面積求積図
- ③ 印鑑証明書
- ④ 納税証明書
- ⑤ 認定申請者が個人の場合にあっては、所得証明書
- ⑥ 認定申請者が法人の場合にあっては、法人登記簿謄本又は履歴事項全部事項証明書及び直近の決算書類
- ⑦ 誓約書兼同意書
- ⑧ その他町長が指定する書類

6. 交付申請に必要な書類

交付申請書に下記書類を添付してください。

- ① 建築基準法第6条第1項に基づく建築に係る確認済証の写し（原本提示）
- ② 設計図書
 - ア 建物及び駐車場、物置等の附帯設備の配置図（縮尺 300 分の 1 以上）
 - イ 建物附近の見取図（縮尺任意）
 - ウ 建物の平面図及び立面図（縮尺 100 分の 1 以上）
 - エ 建物の全体及び各住戸の床面積求積図
- ③ 土地に関する全部事項証明書の写し（原本提示）
- ④ 住宅管理に関する書類（入居基準、賃借料予定額、賃貸契約書式、管理方式、地域活動計画、住環境配慮計画等）
- ⑤ 建物、附帯設備等の工事見積書（内訳別）
- ⑥ 賃貸共同住宅等の建設請負業者との工事請負契約書の写し（原本提示）
- ⑦ その他、町長が指定する書類

7. 実績報告に必要な書類

実績報告書に下記書類を添付してください。

- ① 事業決算書
- ② 建物、附帯設備等の支払い領収書の写し（原本提示）
- ③ 建物の所有権保存登記又は建物表示登記の写し（原本提示）
- ④ 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し（原本提示）
- ⑤ 建物、附帯設備等の完成写真（内部、外部（四方向から）撮影したもの）
- ⑥ 入居募集に関する書類
- ⑦ その他町長が指定する書類

8. その他

- ① 当該補助金を目的外に使用し、又はその受ける権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供してはなりません。
- ② 次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことがあります。
 - ア. 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - イ. 要綱第7条第2項に規定する条件を故意に履行していないと認められたとき。
 - ウ. 要綱第15条の規定に違反したとき。
 - エ. 補助金の交付決定を受けた日から起算して10年を経過する日までの間に当該賃貸共同住宅等を取り壊し、若しくは改築し、又は用途を変更したことにより賃貸共同住宅等の要件を欠いたとき。
 - オ. 賃貸共同住宅等の所有権の権原を他人に譲渡し、若しくは転売した場合であって、補助金の交付の決定を受けた日から起算して10年を経過する日までの間に賃貸共同住宅等の要件を欠き、又は新たな所有権が要綱第4条に規定する補助対象者の要件を満たしていないと認められたとき。
 - カ. 前各号に掲げる場合のほか、建築基準法又は当該要綱に違反したとき。
- ③ 交付決定を取り消した場合、既に補助金交付されている時は、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

9. お申し込み・お問い合わせ

厚真町役場建設課 建築住宅グループ

〒 059-1692 北海道勇払郡厚真町京町120番地

電話 0145-27-2325（直通）0145-27-2328(FAX)